

事故・故障時の諸費用など

ご契約の車について、事故・故障・盗難等による走行不能時のレッカー搬送、事故・故障や車のトラブルによる走行不能時の応急対応等を行います。

レッカー移動、緊急対応やガソリン配達も 24時間・365日対応 事故も故障も安心のロードアシスト 自動でセットされます

(車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)およびサービス)

ご注意

- ※1 右ページ①・②の補償が不要なときは、「レンタカー費用等不担保特約」をご契約ください。
- ※2 レッカー業者などを手配される前に取扱代理店もしくは東京海上日動へご連絡ください。
- ※3 本補償・サービスはご契約の車(保険証券に記載の車)に対して契約期間中に限り提供します。(借りた車やファミリーバイク特約により補償する原動機付自転車は対象外です。)

車が動かなくなったら… 車両搬送費用補償・車両搬送サービス

修理工場等までレッカー搬送を行い、レッカー搬送に必要な費用を1回の事故等について「緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス」と合計で15万円*1を限度にお支払いします。

レッカー搬送距離は安心の約180km相当
(2019年4月時点のデータ)

*1さらに、搬送先の修理工場等について東京海上日動が事前に承認した場合無制限になります。

※レッカー搬送費用については、事前にご連絡をいただけなかった場合でも、保険金をお支払いできる場合があります。

レンタカー費用等不担保特約をセットしていないときは、①～②の補償を利用できます。(右ページ参照)



しまった!キーをしたままロック… 緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス

事故・故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行ができなくなった場合の緊急時応急対応費用*2を「車両搬送費用補償・車両搬送サービス」と合計で15万円を限度にお支払いします。

- ※鍵の再作成費用、部品代、消耗品代などは加入者の負担となります。
- ※ご契約の車の車種やカギの種類によっては、カギ開けができない場合があります。



対象となる緊急修理 ●バッテリーの点検、ジャンピング ●スペアタイヤ交換 ●インロック時のカギ開け ●冷却水補充 ●脱輪および落輪引上げ ●各種バルブ、ヒューズ取替え 等

*2 原則東京海上日動が事前に指定した業者での対応費用に限りです。

「車両搬送費用補償・車両搬送サービス」、「緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス」は、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」による補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。

※ロードアシストは「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」による車両搬送費用・緊急時応急対応費用の補償と「サービス」の提供から構成されます。
※ロードアシストは、東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。また、一定のご利用条件があります。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

ご注意 ロードアシストの対象とならない場合

- ロードアシストへの事前のご連絡なく、独自で修理業者などの各種業者を手配された場合。(レッカー搬送費用・緊急時応急対応費用については、事前にご連絡をいただけなかった場合でも、保険金をお支払いできる場合があります。)
- 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態で、事故・故障・盗難・車両自体に生じたトラブルに該当しない場合。
- ロードアシストの対象者の故意または重大な過失がある場合。
- ご契約の車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合。
- 海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所でご契約の車を使用し、事故や故障が発生した場合。
- 航空機または船舶によりご契約の車を輸送中の場合。
- ご契約の車が、有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合。
- ご契約の車が、鍵の盗難または紛失により走行不能となった場合。等

付帯サービス

道路上でガソリン切れ… 燃料切れ時ガソリン配達サービス

道路上でガス欠となった場合にガソリン(レギュラー、ハイオク)に限りです。)または軽油を10リットル提供します。なお、ご契約の車が電気自動車およびこれを除くガソリンまたは軽油を燃料としない自動車の場合、それぞれ充電が可能である場所、燃料の補充が可能である場所までの搬送を行います。

- ※保険期間中に1回ご利用いただけます。
- ※自宅駐車場等でガス欠となった場合、ガソリンまたは軽油の配達の手配は行いますが、ガソリン代または軽油代は加入者のご負担となります。同様に、ご契約の車が電気自動車またはガソリン・軽油を燃料としない車の場合、充電または燃料の補充が可能である場所までの搬送の手配は行いますが、搬送にかかる費用はご負担いただきます。

故障と思ったら… おクルマ故障相談サービス

故障や車両のトラブルに対して、整備有資格者がお電話で適切なアドバイスをいたします。

JAF会員の場合

緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービスのご利用にあたっては、部品代、消耗品代を保険期間中に1回に限り4,000円を限度に東京海上日動が負担します。燃料切れ時ガソリン配達サービスを保険期間中に2回ご利用いただけます。いずれもJAF会員の方がJAFをご利用された場合に限りです。なお、加入者がJAF会員の場合は、加入者ご了解のもと、原則としてJAFに取り次ぎます。

レンタカー費用等補償(15日) オプション

(レンタカー等諸費用アシスト)

さらに補償を充実させたいときは…

レンタカー費用等補償特約(事故時30日) オプション

(レンタカー等諸費用アシスト)

ご契約の車が事故*1・故障や、盗難の場合に、補償メニュー(①・②)の費用を補償します。

① レンタカー費用*2

ご契約の車の代替としてレンタカー*3を借り入れる場合の費用を、補償日額5,000円を限度に補償します(レンタカー費用等補償特約(事故時30日)の場合は、ご契約時にお選びいただいた補償日額を限度に補償します。)。レンタカーを借り入れた日からその日を含めて事故・故障ともに15日目までに借り入れた日数(レンタカー費用等補償特約(事故時30日)の場合は、事故・30日、故障・15日)が限度です。事故の場合はレッカー搬送の有無を問わず*4補償します。

	事故		故障		補償日数(上限)
走行不能によるレッカー搬送	あり	なし	あり	なし	事故・故障15日
レンタカー費用等補償(15日)	○	○*4	○	×	事故・故障15日
レンタカー費用等補償特約(事故時30日)	○	○*4	○	×	事故30日・故障15日

※ご契約のお車が盗難された場合はいずれの特約でも補償されます。

- *1.パンク等タイヤのみに生じた損害を含みます。
- *2.レッカー搬送されていない場合でも、ご契約の車が、「法令等で走行してはいけない状態で、自力走行により修理工場等へ入庫した場合」は各アシスト利用規約に従いサービスとしてレンタカーをご提供できる場合があります。
- *3.東京海上日動が指定するレンタカー会社、または事前に承認するレンタカー会社において借り入れるレンタカーに限りです。
- *4.パンク等のタイヤのみに損害が生じた場合は走行不能となりレッカー搬送された場合に限りです。
※ご利用にあたっては、事前に東京海上日動にご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、サービスの提供を行うことができません。
※一定のご利用条件やご利用上限額があります。詳しくはP.24をご確認ください。

② その他の諸費用

事故・故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へレッカー搬送された場合(自力走行は含みません。)や、ご契約のお車が盗難された場合に、以下の費用を補償します。

1. 車両引取費用

ご契約の車の修理完了後の納車費用またはご契約の車の引取に必要な1名分の往路交通費(レンタカーを除きます。)を補償します。(1回の事故等について10万円を限度に補償)

2. 代替交通費用

自宅、ご契約のお車の出発地や当面の目的地まで移動する交通手段(レンタカーを除きます。)をご案内し、費用を補償します(タクシー利用は1事故あたり3万円を限度に補償)。



車内携行品補償特約 オプション

偶然な事故により、ご契約の車の車内・トランク等に収容またはキャリアに固定された、個人が所有する日用品(レジャー用品等)に生じた損害を補償します。損害額から、免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、原則として保険期間を通じて保険金額(10万円から100万円までの間で設定いただけます。)を限度に保険金としてお支払いします。



他車運転危険補償特約

借りた車での事故を補償 ご注意 借りの車が主な自家用車の場合に自動セットされます。

「記名被保険者とその家族等」*5が、一時的に借りた車を運転中(駐車または停車中を除きます。)の事故でも、借りた車の保険に優先して、ご契約の車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。

- 法律上の損害賠償責任(対人・対物・車両*6)を補償
- 補償を受けられる方のケガを補償

- ご注意
- 借りた車が、主な自家用車の場合に保険金をお支払いします。
 - 借りた車には、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、それらの方の同居の親族が所有または常時使用する車を含みません。
 - 「記名被保険者およびその家族」であっても、運転者限定・年齢条件の範囲から外れた方が運転中の事故は対象となりません。

- *5.別居の未婚の子が所有または常時使用する車を自ら運転中の場合を除きます。
- *6.ご契約の車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできない事故に限り、借りた車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任*7について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、借りた車自体に生じた損害に限りです。
- *7.飛び石事故やあて逃げや追突された事故等により借りた車自体に生じた、補償を受けられる方に法律上の損害賠償責任が発生しない損害についてはお支払いできません。



- 「レンタカー費用等補償(15日)」「レンタカー費用等補償特約(事故時30日)」「車内携行品補償特約」はセットできません。
- 「他車運転危険補償特約(二輪・原付)」は自動セットではありません。また、以下の点が異なります。
- 「車両」は補償されません。●借りた車が、自家用二輪自動車、原動機付自転車の場合に保険金をお支払いします。